

國學院大學學術情報リポジトリ

宮崎県の神楽にみる「式三番」演目の構成

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-04-19 キーワード (Ja): 神楽, 宮崎県, 式三番, 神楽せり歌, 申楽 (能楽) キーワード (En): 作成者: 小川, 直之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000297

宮崎県の神楽にみる「式三番」演目の構成

小川直之

論文要旨

地域社会で祀る神社の祭礼ではさまざまな神事芸能が斎行されている。「神楽」はその代表的存在で、これは神社を祀る神職や住民によって継承されてきた。現在では「保存会」などの名で継承団体が組織されている場合が多く、その数は北海道から鹿児島県にわたって四五〇〇ほどがあるといえる。今回取り上げる宮崎県には二〇〇余の神楽保存会があり、斎行史料としては十五世紀以降のものが確認されている。国の重要無形民俗文化財に指定されている神楽が、宮崎県内には「高千穂の夜神楽」、「椎葉神楽」、「米良の神楽」、「高原の神舞」の四件があり、都道府県別ではもつとも多く、同県は国内屈指の神楽継承地域といえる。

こうした宮崎県内には「式三番」と呼ぶ演目をもつ神楽が多くある。本論文は、この演目の分布と構成のあり方を明らかに

することと、「式三番」演目の形成についての考察を課題とし、分布については県北部から中部にかけて顕著で、演目構成には①舞神楽の冒頭部に三演目を配置する三演目型、②三十三番などの全演目前半部に連続する演目群を式三番とする多数演目型、③一つの演目を式三番とする単独演目型があることを提示した。

①②の演目構成をもつ神楽では、式三番に神事や直会、舞を囃す神楽せり歌などの規範や規律が結びついており、このことから申楽（能楽）の「式三番」が、従前から存在した神楽の規範・規律をもとに取り込まれ、演目の構成が整えられたと考えられるとした。

【キーワード】「神楽」「宮崎県」「式三番」「神楽せり歌」「申楽（能楽）」

本稿の課題と神楽継承の概要

本稿は、宮崎県内の神楽にみられる「式三番」と呼ばれる演目群あるいは演目がどのように継承されているのか、その実相を明らかにし、これを在地化され現在に継承されている民俗芸能としての神楽形成史のなかで位置づけ、試論を示しておくことを目的とする。

本題に入る前に国内の各地に継承されている、あるいは継承されていた神楽の概要と宮崎県における神楽齋行の現状に触れておく。国内各地で保存会などの名で神楽を継承する団体は四五〇〇ほどがある^①。その分布は都道府県別にいえば、岩手県には三一、福島県には三五八、新潟県には四二一、長野県には二〇二、愛知県には二〇四団体があるのに対し、富山県や石川県などには神楽継承団体は確認されていない。神楽の全国状況には、こうした濃淡が地域ごとにあるが、現在の神楽継承地は北海道から鹿児島県に及んでいる。北海道では「松前神楽」と総称される神楽が松前町や函館市などの道南から後志地方、さらに留萌南部までの広範囲に継承されている。その歴史は松前町の寛永二年（一六二五）の記録に福山城（松前城）北の八幡社に「神楽屋」があり、延宝二年（一六七四）の記録には、城内で十一月十五日に「祀竈神楽」（湯立神楽）が行われたことがあり^②、北海道の南部・西部地域にはすくなくとも十七世紀前半には神楽が伝わっていた。

また、現在は伝承が失われているが、沖縄県では琉球王府が存在した明治十二年（一八七九）四月の廃琉置県以前は、王府による祭祀として波上山権現（現在の波上宮）や沖山権現（現在の沖宮）などで七社祝部と内侍によって正月二日などに定期的に神楽が奏上されていた。琉球国では一六三五年に、火災にあった波上山権現社の再建のために天尊座主頼慶と波上山の祝部である天願筑登之親雲上権明が薩摩に赴き、諏訪大明神社の佐藤権太夫信年から「神道之法」を学び、「三十三座之神楽」を伝授され、これが波上山権現など七社の祝部と内侍による神楽となった。『琉球国由来記』では、これ以前に琉球には「伊勢神楽神道」が伝わっていて、内侍による神楽があったとしているが、史料として確かなのは薩摩の諏訪大明神社から十七世紀前半に神楽が伝授されていることである^③。なお、琉球・沖縄における七社祝部と内侍による神楽がいつまで行われていたのかは、現時点では明確になっていない。

つまり、江戸時代まで遡ると、琉球と日本全国に神楽が齋行され、それはここでは具体的に取り上げないが、神社の大祭時に加え、

琉球の王府祭祀のように年中行事に組み込まれたり、雨乞いなどの共同祈願、さらには特別な祈願や願成就時、葬送時などに齋行されたりしていた。本稿で取り上げる宮崎県内では、現在も神社例大祭時のほか、正月の元旦祭、彼岸中日の祖霊祭、神楽継承に功績のあった方の葬送時などに神楽奏上がある。

全国各地の神楽がどのような機会に齋行されていたのか、また、現在はそのような状況にあるのかは必ずしも明らかになっておらず、今後の課題となるが、宮崎県における現在の継承神楽は、地域ごとに保存会を組織して行われている場合が多く、その数は二〇〇余がある。⁽⁴⁾

九州地方では宮崎県にもっとも多く神楽継承団体があり、しかも国の重要無形民俗文化財に指定された四つの神楽は、指定理由に地域的特色が顕著であることがあげられている。神楽齋行の様相は全県が一律的ではなく、伝承地によって異なっている。従来の研究から具体的に概要あげると、山口保明は県内神楽を伝承地域によって図1のように豊後佐伯混合系、高千穂系、延岡・門川系、椎葉系、米良系、高鍋系、宮崎・日南系、霧島神舞系の七つがあるとしている。夕刻から翌朝までの夜神楽は高千穂系、椎葉系、米良系、霧島神舞系と高鍋系の一部など県中部以北と県南西部に継承されている。宮崎・日南系は日中に齋行する昼神楽（日神楽）が大半で、延岡・門川系と豊後佐伯混合系は、齋行が深夜までの半夜神楽が多い。また、神楽の齋行時期は、宮崎・日南系と高鍋系の南部沿海地域は二月から四月頃までの春神楽、これ以外は十二月・一月を中心とする冬神楽となっている。さらに地域の鎮守社などの大祭に奉納される神楽の演目（番付）数は、冬の夜神楽の場合には三十三番前後であるのに対し、昼神楽・半夜神楽はその半数程度か、これ以下となっている。⁽⁵⁾

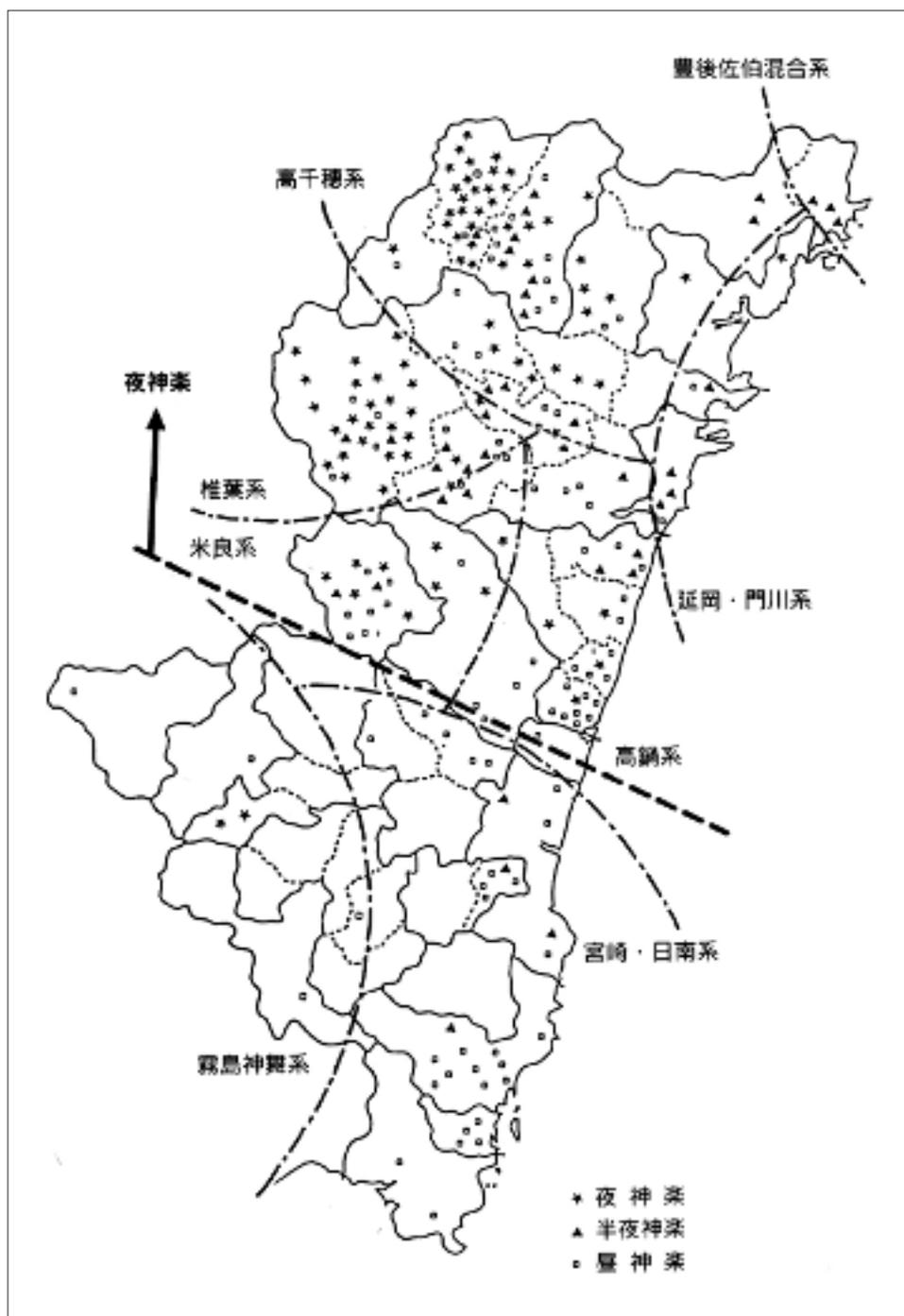


図1 宮崎県の神系
 (山口保明 平成12年による)

宮崎県の神楽については、これまでに筆者は県西部の九州山地にある米良山地域の神楽における神楽斎場である御神屋に祭られる神々についてと、この地域の神楽の番付構成から「地舞」と呼ばれている演目と神面舞の関係について論じた。⁷⁾ また、県内神楽において特色ある演目から稲作系と括ることができる演目群を取り上げ、その県内分布とそれぞれの内容、これら演目群の形成について論じ、さらに同様に「蛇切」なども呼ばれる綱切系演目を取り上げ、その内容特質と分布、この演目の基層に存在する荒神信仰について検討を加えてきた。⁸⁾ これらの論考は、宮崎県内の神楽についての実相研究と国内各地に在地文化として継承されている民俗芸能としての神楽の特色や形成史を検討するための指標を導き出すためという二つを目的としている。⁹⁾

本稿もこうした二つの観点から、最初に述べたように宮崎県内の神楽にみられる「式三番」演目を取り上げる。「式三番」という用語は、いうまでもなく十五世紀初頭の世阿弥『風姿花伝』やその後の『申楽談儀』に登場する所謂「翁舞」のことで、神楽においてもこの用語をもつていつくかの演目を特化したり、この名を冠した演目が形成されたりしている。申楽の「式三番」については、『風姿花伝』第四「神儀」は次のようにある。

申楽舞を奏すれば、国穏やかに、民静かに、寿命長遠なりと、太子の御筆あらたなるによつて、村上天皇、申楽を以て天下の御祈禱たるべしとて、その頃、彼河勝この申楽の芸を伝ふる子孫、秦氏安なり。六十六番申楽を紫宸殿にて仕る。そのころ、紀の権の守と申す人、才智の人なりけり。これは、かの氏安が妹婿なり。これをもあひ伴ひて申楽をす。

その後、六十六番までは一日に勤めがたしとして、その中を選びて、稲経の翁（翁面）、代経の翁（三番申楽）、父の助、これ三つを定む。今の代の式三番、これなり。すなはち、法・報・応の三身の如来をかたどり奉る所なり。式三番の口伝、別紙にあるべし。¹⁰⁾

秦河勝の子孫である氏安が紫宸殿で「六十六番申楽」を奏したが、後には六十六番は一日には勤め難いので、「稲経の翁」「代経の翁」「父の助」の三つを定め、これが「式三番」となったと述べている。『風姿花伝』ではこれを「法・報・応の三身の如来をかたどる」と

仏教的な解釈を加えているが、この三つが現在の翁舞の「翁」「千歳」「三番叟」につながることはいうまでもない。世阿弥は、これもよく知られているように同じく「神儀」の章で、申楽の始めは天石屋戸の前での天鈿女の神憑りの「御遊び」であるとし、神楽の「神」の偏を除けて「申楽」と名付けたとしている。その意図は宮中での十一月の「鎮魂祭」での神楽奏上、内侍所での十二月の御神楽奏上という、宮中での神楽の位置づけを重視し、猿楽はその系譜にあることでの申楽としての社会的権威の形成にあったと考えられるが、在地芸能としての神楽には「式三番」演目の存在からもわかるように申楽の影響が色濃くうかがえる。また、「六十六番申楽」は一日に勤めきれないので「式三番」を設けたということに関しては、宮崎県などの神楽の演目構成には三十三番が多く、次第編成規範にもなっているこの数は「六十六番」の半数で、ここにも申楽からの影響が想定できる。

『風姿花伝』以後の「式三番」については、一四三〇年の『申楽談儀』（一七 勸進の舞台、翁の事）では、

おきなをば、むかしは宿老次第に舞けるを、今ぐまの、申楽のとき、将ぐん家はじめて御なりなれば、一ばんにいづべきものを御たづね有べきに、大夫にてなくては（と）て、南阿み陀仏一げんにてよりにて、清次出仕し、せられしより、是をはじめとす。よつて、やまとさるがく是を本とす。たうせい、京中、御前などにては、しき三番ことごとくはなし。今は、神事のほかはことごとく〔1〕くなし。

と、当世は神事の時以外は「しき三番」を奏することは少なくなっていたのがうかがえるが、こうした申楽の最初に「式三番」を奏するという形式は、他の分野にも影響を与えているといえる。

それは宴席での饗膳・会食作法にある「式三献」で、これは『看聞日記』永享八年（一四三八）八月二十九日条の「室町殿」足利義教の渡御に際し、早朝から会所の準備をし、「予会所縁二出待申。客人光臨着座。〈会所東着座。予西着座。〉三條中納言御折紙持参。〈万正。〉次役送永豊朝臣御盃持参。先有式三献。其後按察已下着座。〈会所下段。〉（一）内は割注）などと出てくる。〔2〕「式三献」は『申楽談儀』と近い年代に出てくるが、その後の文献や記録には具体的な記述がある。伊勢貞頼（貞仍）による武家故実書である享禄元年（二五二八）の『宗五大草紙』の「公私御かよひの事」には、酒の注ぎ方を説明するなかで「一式三献常の三の御盃の時も、御銚子はかた口なるべし。公方様には正月五ヶ日、其外節朔にはかた口の御銚子白。御酒も白酒なり。又私様にてかた口の銚子なければ、かた

くゝの口を包むなり。出陣の時、其外祝言にも、かた口の銚子を可レ用。酒を入れ候やう、盃に銚子の口をそゝとあて、三度めに入る也。盃三ながら此分、三三九度と云心也」と「式三献」の酒の注ぎ方を細かく説いている。さらに「公方様諸家へ御成の事」には、將軍は公卿の間で「式三献」を行い、その後主殿に移ることが記されている。¹³⁾

また、原田信男が「三好筑前守義長朝臣亭江御成之記」(『群書類従』第二二輯)などから分析、作成した永祿四年(一五六二)三月晦日に足利義輝を三好亭に招いての饗膳構成では、最初に御手掛・二重・瓶子・置鳥・置鯛による「式三献」があり、膳部の第四献からは能楽が奏され、十七献までの間に観世大夫による式三番、老松、八島、熊野、春宮など十三曲が演じられている。¹⁴⁾『上井寛兼日記』の天正三年(一五七五)二月九日条には「此晚従大隅、右馬頭殿年頭為御祝言御参候也、式三献参候、御手長申候¹⁵⁾」とあって、「式三献」は南九州の武家社会にも採り入れられている。

このことを論ずることが本稿の目的ではないので、深入りはしないが、申楽が武家社会へ浸透していくなかで、ここで形成された「式三番」が饗膳作法にも影響を及ぼして「式三献」の作法を固め、¹⁶⁾両者が一体となった宴席が形成されていたのがうかがえる。本稿で取りあげる宮崎県の神楽における「式三番」も、その詳細は不明ながらも、こうした歴史的流れのなかで形成されたことが予測できよう。神楽の「式三番」が申楽・能楽に淵源することは明らかであるが、それではこれがどのような経緯で在地の神楽に取り込まれたのかについては、史資料が僅かで現時点では詳細に明らかにすることは難しい。それは宮中神楽がいかにして民間化、在地化していったのかという課題と同じで、現在行い得るのは現状実態を明らかにし、在地神楽への「式三番」規範の受容様相を明らかにすることである。こういったわざるを得ないのは、従来の研究では在地神楽の「式三番」については、淵源が明らかであるが故か、管見の限りでは椎葉神楽からの渡辺伸夫の論述がある程度で研究は進んでいないからでもある。

本稿はこうした研究動向にも基づいているが、渡辺伸夫は長年の椎葉神楽の研究から、

椎葉神楽の中に、式三番と称して特に重要視する曲がある。その曲は所によってまちまちであるが、神楽次第のはじめの舞神楽三番をさすことが多い。また舞神楽に必ずしも限定せず、三番以上の舞を式三番と称している所もある。一般に式三番は、神事舞・儀式舞として、式三番以外の曲とは意識の上でも明らかに区別されている。

と、まとめている。椎葉神楽の「式三番」は渡辺のいう通りで、この見解に従うことができる。渡辺は、このように全体を捉えた上で、さらに椎葉神楽の「式三番」の具体的な特徴を九点あげている。これによって神楽における「式三番」の位置づけが理解できるので、村内各地区の伝承の要点をまとめると、次のようになる。¹¹⁾

- ①式三番が終わるまで、その場にいる者は膝を崩してはならない。
 - ②式三番が終わるまで、観客は囃し（せり歌）を出してはいけない。
 - ③黒不浄の家の者は式三番の間は神楽宿に入れない、産穢期間の産婦は式三番の間、神楽宿の土間にいて座敷にはあがれない。
 - ④式三番が終わると酒肴が配られ、食事・飲食ができ、また、ここで役職者の挨拶などもある。
 - ⑤式三番の間は、祝子（舞手など神楽の奏上者）は白張を着用し、御神屋の外には出ない。
 - ⑥式三番のときに大夫が数珠を繰って神が式三番を受け取ったかどうかの圖をみる（木浦の神楽）。
 - ⑦神楽には神楽次第の数（演目数）によって小祭、中祭、大祭という規模があるが、式三番はすべてに舞われ、神迎えに際して神社拝殿でも舞われる。
 - ⑧病氣治癒などさまざまな願掛けをし、それが叶ったときには願成就の神楽をあげてもらうが、これには願主の家で式三番が舞われた。
 - ⑨神楽は鎮守社の冬の大祭に斎行されるが、これ以外の春・夏・秋の例祭には式三番が奉納される。
- このように椎葉神楽では、「式三番」斎行にあたってさまざまな規範が伝承、継承されている。それは、式三番は（1）神楽斎行の次第、演目のなかでは、多くの場合必須な存在であり、全演目を斎行する時以外にも舞われる。（2）神楽次第では「式三番」が一つの区切りとなり、神楽を舞う祝子やこの場に集う村人などが守らなければならない規律があつて、「式三番」は神事としての性格が強いのがわかる。椎葉神楽の「式三番」の位置づけや性格はこれら（1）（2）に集約でき、宮崎県内の多くがこれに当てはまるが、これをもつ神楽の分布や「式三番」演目と地域差など、検討すべき点はいくつもある。

「式三番」神楽の分布とその類型

宮崎県内で伝承、継承されている神楽のすべてについて、その次第、番付（演目）構成が明らかになってはいないが、現時点で確認し得る資料から「式三番」演目をもつ神楽を一覧にすると表のようになる。表では先にあげた（1）（2）を指標に入れ、「式三番」とされる神楽演目は何か、これにはどのような規律があるのか、そして「式三番」はどのような機会に舞われるのかをまとめた。情報が不十分な事例もあるものの「式三番」が確認できたのは、県内神楽二〇四のうちの七十で、約三分の一の神楽がこれを伝承している。まず、その分布をみていくと、図2のように県北西部の九州山地に立地する高千穂町、日之影町、椎葉村に圧倒的に多く、これらに隣接する五ヶ瀬町、諸塚村、美郷町、日向市（旧東郷町）から木城町、西都市（旧東米良村）、西米良村へと広がっている。高千穂町・日之影町・椎葉村から南に離れるほど「式三番」の伝承は少なくなっていて、これらとは離れて県南部の日南市（旧南郷町）、霧島の麓の高原町でも「式三番」が僅かに確認できる。

「式三番」の伝承、継承地には明確な分布の偏りがあり、高千穂町と日之影町に色濃く、その南に位置する椎葉村では北部で多くが確認できる。「式三番」演目の形成を考えるとあたったこうした分布の偏りの意味が課題となると指摘できる。分布状況とともに重要なのは、継承されている「式三番」演目の内容を見ていくと、特定の三演目に限定している三演目型、三演目を超える多くの演目群を「式三番」とする多数演目型、一つの演目が「式三番」と命名されている単独演目型の三類型がある。先にあげた椎葉神楽からの渡辺の「式三番」の説明をより明確にするとこうした三類型があるということになる。

表 宮崎県の神楽にみる「式三番」(★は着面舞)

市町村名	神楽団体	「式三番」演目	「式三番」規律	「式三番」斎行	類型	出典	
高千穂町	五ヶ所神楽	神おろし・とおしい(東西)・幣神添		夜神楽祭、7月例大祭	●	A	
	河内神楽	神降、鎮守、杉登(★入鬼神あり)	この後に神事	夜神楽祭、紀元祭、春秋彼岸中日、春秋の大祭、二百十日祭、天神祭(入鬼神に代わり天神様)	●	A	
	上田原神楽	神おろし、鎮守、杉登(★入鬼神あり)	この後祝詞奏上・玉串奉奠、外庭で食事振舞	日神楽祭、晦日祭	●	A	
	下田原神楽	神おろし・鎮守・杉登(★入鬼神あり)	この後に祝詞奏上、玉串奉奠、直会	夜神楽祭、春祭り、1月4日大鼓の口開け	●	A	
	黒口神楽	神おろし、鎮守、杉登(★入鬼神あり)		夜神楽祭、新嘗祭、春の大祭	●	A	
	下組神楽			夜神楽祭、新嘗祭、歳旦祭・大鼓の口開け、春の大祭に「式三番」		A	
	押方五ヶ村神楽	鎮守、神風、杉登(★入鬼神がある)	この後に直会、神庭内で盃事	夜神楽祭	●	A	
	押方嶽宮神楽	神おろし、鎮守、杉登(★入り柴、入鬼神)	この後に「式三番御神酒上」	秋大祭、大晦日・歳旦、旧暦初午、彼岸中日	●	A	
	上野神楽	神おろし、鎮守、杉登		夜神楽祭、元旦の太鼓の口開け、5月春祭り、大黒祭、初午・霜月の稲荷祭	●	A	
	下野神楽	神おろし・鎮守・杉登(★入鬼神あり)	この後に直会、御神酒・肴の振舞	夜神楽祭、歳旦祭、春秋の大祭	●	A	
	上寺神楽	神おろし、鎮守、杉登		日神楽祭	●	A	
	日出神楽	神おろし・鎮守・杉登		二ツ嶽神社例大祭、大嶽渡集落・栃ノ木集落の日神楽祭	●	A	
	黒原神楽	神おろし・鎮守・杉登		神楽宿で日神楽祭、旧暦1月11日の太鼓の口開け	●	A	
	上永ノ内神楽	神降、鎮守、杉登(★入鬼神あり)		夜神楽祭	●	A	
	岩戸五ヶ村神楽	神風・鎮守・杉登(★入鬼神舞い込み)		夜神楽祭	●	A	
	野方野神楽	神おろし・鎮守・杉登(★入鬼神あり)	この後に直会の盃事	夜神楽祭、天岩戸神社神楽、春大祭	●	A	
	浅ヶ部神楽	神風・鎮守・杉登(★入鬼神舞い込み)	この後に「楽屋入り」の式で、直会となる	夜神楽祭、歳旦祭、初午祭、彼岸中日、稲荷祭	●	A	
	上川登神楽	神降、鎮守、杉登		日神楽祭	●	A	
	中川登神楽	神おろし・鎮守・杉登		日神楽祭	●	A	
	後川内神楽	神おろし・鎮守・杉登		菊之宮神社秋祭、比波里天神祭、1月の太鼓の口開け	●	A	
	二上神楽	神おろし・鎮守・杉登(★入鬼神あり)	この後に「式三番直会」の盃事	夜神楽祭	●	A	
	椎屋谷神楽	神降・鎮守・杉登(★入鬼神あり)		日神楽祭、高千穂太郎祭	●	A	
	向山神社神楽	神おろし、鎮守、杉登		向山神社春祭り	●	B	
丸小野神楽	神おろし・鎮守・杉登		日神楽祭、向山神社春祭り	●	A		
尾狩神楽	とうせい、鎮守、杉登(★「山中様」という入鬼神)	この後に「直会」	夜神楽祭(神楽宿)	●	A		
秋元神楽	神風・鎮守・杉登(★入鬼神舞い込み)	この後に祝詞奏上、氏子祭	夜神楽祭、小正月の水神祭、彼岸祭	●	A		
日之影町	椎谷神楽	神降、鎮守、杉登(★入鬼神あり)		椎谷(秋葉)神社例大祭、春祭り	●	A	
	一の水神楽	鎮守、神降、御幣	「式三番」は必ず舞う	一水神社例大祭	●	A	
	波瀬神楽	鎮守、神おろし、幣神添(★鬼神の舞込)		波瀬神社例祭、その前日(よど神楽)	●	A	
	平清水神楽	鎮守、神おろし、杉登(★入鬼神あり)		平清水神社例祭、天神祭、稲荷祭	●	A	
	新畑神楽	鎮守、神おろし、幣神添		新畑神社例祭	●	A	
	松の内神楽	鎮守、神おろし、幣神添(★面舞が入る)		松の内神社例祭、歳旦祭	●	A	
	大菅神楽	鎮守、幣神添(★鬼神)、神風(文献Cでは、雲下ろし、鎮守、神下ろしを式三番とする)	「式三番」は必ず舞う	半夜神楽(深夜0時頃まで)	●	A・C	
	楠原神楽	鎮守、神おろし、杉登(★入鬼神)		楠原神社の春・夏・12月大祭、十五夜祭り	●	A	
	鹿川神楽	鎮守、神おろし、杉登(★入鬼神)		鹿川神社例祭	●	A	
	古園神楽	東西、鎮守、杉登(★天神が入る)		古園神社例祭、稲荷神社例祭	●	A	
	大人神楽	東西、鎮守(この後に★太子様、★天神様が入る)、杉登	神社での神迎えにも舞う	夜神楽祭	●	A	
	大楠神楽	東西、鎮守、杉登		大楠神社例大祭	●	A	
	宮水神楽	鎮守、神おろし、神添(★入鬼神あり)		宮水神社例祭、春の大祭	●	A	
	小崎神楽	とうせい、鎮守、杉登		小崎神社例大祭	●	A	
	興地神楽	遠征(とおせい)、鎮守、杉登		神社で「式三番」のみ	●	A	
	延岡市	美々地神楽	東西(とおせい)、鎮守、杉登		美々地神社例大祭	●	A
		大峽神楽	鎮守・ヒラテ・舞の手・幣の手・三番荒神の5番(鎮守・幣の手・三番荒神が略式3番)	「式三番」が終わってからお茶を飲んでいい	竹谷神社例大祭	●	A
五ヶ瀬町	鞍岡祇園神楽	地神楽、場神楽、★地荒神		天津神社例大祭、祇園神社例大祭・秋例祭、妙見神社例祭、2月の舞始めの儀、11月の舞納めの儀	●	A	

椎葉村	財本神楽	日月、大神、地割	「式三番」後に一番座の酒肴	財本神社に奉納	●	A・H
	胡摩山神楽	日月、大神	「式三番」後に一番座の酒肴が出て、年の男が荒神の出番を告げ、神主が場を清める	天満宮拝殿、夜神楽祭	●	D
	木浦神楽	日月（一神楽）、大神2番	「式三番」後に食事を出す	昼神楽、9月の天神祭	●	A
	仲塔神楽	日月、大神、★荒神	「式三番」の後に食事となり、次の「一番座」に移る	旧暦5月の春祭りと12月の神楽大祭に天神社に「式三番」を奉納	●	A・F
	奥村神楽	有長（あんなか）、日月、大神	「式三番」の後に食事	奥村神社例祭11月第三土曜	●	A
	十根川神楽	「式三番」といい4、5番がある		夜神楽翌朝神社で「式三番」	■	A
	栗の尾神楽	一神楽、扇の手、宮神楽	「宮神楽」として神迎えとして神社で「式三番」を舞う	日神楽祭（天満宮・森鹿倉・稲荷各神社、日神楽斎場で「式三番」）	●	A・D
	畑・鳥の巣神楽			畑神社で「式三番」		A
	夜狩内神楽	一神楽、座付、上の重	「式三番」後祝子たちは食事	夜神楽祭	●	A
	尾前神楽	一神楽、大神神楽、花の手が「仮の式三番」で、これを含め「森の下」までが「本当の式三番」	仮の式三番が済むと「しゅうしゃ」による「座直し」があり区長などの挨拶。次から囃し（せり歌）を出していい。本当の式三番が済むと観客が御神屋に入り、飾りの幣をもぎ取る。	夜神楽祭	● ■	H
	向山日当神楽	扇の手、花の手、地割上中下		夜神楽祭、1月中旬の太鼓の口開け	●	A
	追手納神楽	一神楽、扇の手、大神神楽	「式三番」後に神楽せり歌を出していい	夜神楽祭、鏡開き時の太鼓の口開け	●	A・D
	向山日添神楽	一神楽、扇の手、地割（この3番は宮神楽で、神迎えで神社拝殿でも舞う）	「式三番」までは舞手は笠を被る。「式三番」後から囃し・せり歌を出していい。	夜神楽祭、1月11日の太鼓の口開け	●	A・D・E
	古枝尾神楽	2番一神楽から10番「三熊（みくま）」までが「式三番」	「式三番」後まで膝を崩せなかった、産婦は神楽の座敷にあがれなかった。神楽せり歌も「式三番」後から出せる。「式三番」後に食事の振る舞い	夜神楽祭	■	A・D
	不土野神楽	5番迄神楽から15番「みくま」までが「式三番」（式三番を「一こうや」というが、通常「一こうや」は「扇」「御幣」「みくま」の三番をさす）	「式三番」までは膝を崩せず、神楽せり歌も出せない。「式三番」後から食事をしていい	夜神楽祭	■	A・E
	獄之枝尾神楽	12番に「平手式三番」（2人舞）平祭の時には「平手」といい、3年に1度の大祭には「平手式三番」と呼ばれた。現在は大祭形式で毎年斎行されている。		夜神楽祭	▲	A・E
	小崎・川の口神楽	日月までが「式三番」	「式三番」後から食事をしていい	小崎神社例祭	■	A
	榎尾神楽	壹神楽、稲荷神楽、大神神楽（上中下）（稲荷と大神の間に鬼神が入るが、これは式三番に含まれない） 文献Aでは15番の「大神下」までが「式三番」	「式三番」が済むまで祝子は白張りを着、御神屋の外には出なかった。「式三番」のうち、大神は妻が妊娠していると祝子は舞えない。「式三番」後から食事をしていい。	夜神楽祭 かつては大祭の翌日の礼祭りに拝殿で舞い、また「待ちもうけ祭」「えんち祭」でも舞った。	● ■	A・E
諸塚村	家代神楽	地割、とうせい、面（八幡）		現在は「式三番」のみ家代神社例祭	●	A
	小原井神楽	とうせい（東西）、鬼神、おだいじん（御大神）		小原井神社の霜月祭り・春祭りで昼神楽。春神楽では日が暮神楽が「式三番」を奉納	●	A
美郷町	渡川神楽	3番に「式三番」（引三番）という烏帽子での2人舞		渡川神社11月大祭、夏祭りは「式三番」のみ	▲	A・B
	山瀬烏戸神楽	東督、御大神、地割（連続する番付ではない）			●	C
門川町	門川神楽	鎮守、幣の手、三番荒神を三番神楽とする	この3つが舞の基本	尾末神社・中山神社・庵川神社・加草神社などの祭礼	●	A
日向市	羽坂神楽（旧東郷町）	有長、氏神大神、地割		羽坂神社の秋祭り	●	A
木城町・高鍋町など	六社連合大神事	一神楽、舞上、●鬼神など5番（現在なし）			■	A
木城町	中之又神楽	「三番神楽」といい、奉賛舞、鹿倉舞、舞上		鎮守神社夜神楽祭、中之又内4地区の小祭り	●	A
西都市	尾八重神楽	清山、幣差、大神	この後に「ノリ付けの儀」といい支度部屋で御神酒の振る舞い	夜神楽祭	● ■	A・G
西米良村	村所神楽	清山、幣差、御神体舞（八幡様）	17番大山祇命までが「神神楽」で、この後にシメ拝み	夜神楽祭	● ■	A
日南市	榎原神社神楽	1番に「式三番舞」（2人舞、1人入鬼神）	三番舞の舞いで、祝いの席で舞う	4月中旬の昼神楽	▲	A・B
高原町	祓川神楽	6番に「式参番」（子どもの3人舞）		夜神楽祭	▲	A

類型 ●：三演目型 ■：多数演目型 ▲：単独演目型

出典

- A…宮崎県教育委員会文化財課「みやざきの神楽魅力発信委員会」調査資料（小川直之、前田博仁、那賀教史、清水聡、大館真晴、田尻隆介、文化財課職員の調査）二〇一四年～現在
- B…宮崎県神社庁『宮崎の神楽と特殊神事』二〇二〇年十月
- C…山口保明『宮崎の神楽 祈りの原質・その伝承と継承』鉾脈社、二〇〇〇年十月
- D…椎葉村教育委員会『椎葉神楽調査報告書 第一集』一九八二年三月
- E…椎葉村教育委員会『椎葉神楽調査報告書 第二集』一九八三年三月
- F…椎葉村教育委員会『椎葉神楽調査報告書 第三集』一九八四年三月
- G…尾八重神社・尾八重神楽保存会『西都市米良山中 尾八重神楽』二〇一一年十一月
- H…渡辺伸夫『椎葉神楽発掘』岩田書院、二〇一二年六月

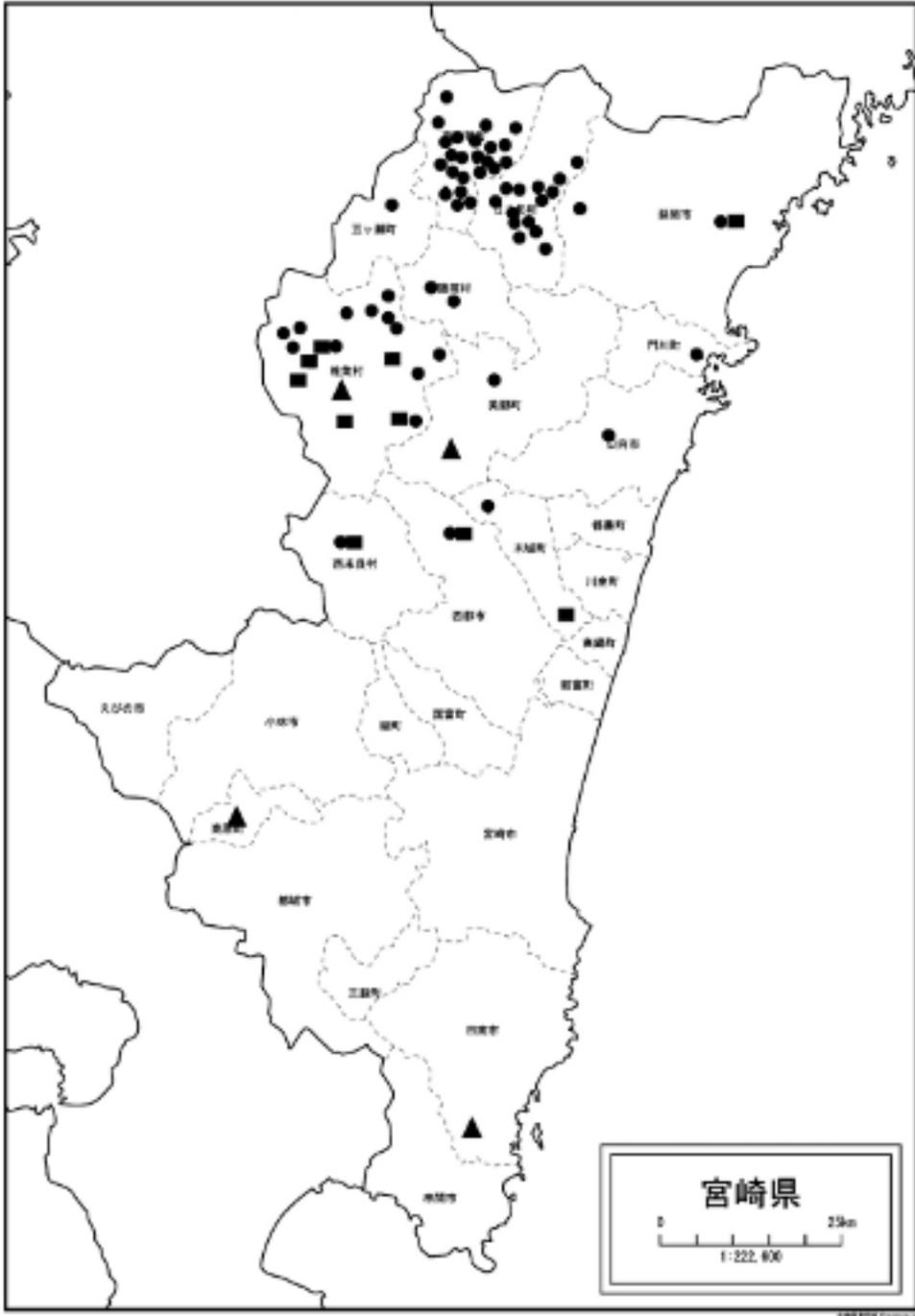


図2 宮崎県の神楽における「式三番」演目の分布
 (●…三演目型 ■…多数演目型 ▲…単独演目型)

この「式三番」の類型を分布状況と組み合わせると、高千穂町、日之影町、延岡市、さらに五ヶ瀬町、諸塚村は確認できた。「式三番」はすべて三演目型で、椎葉村ではこれらの町村に近い北部は三演目型で南部になると多数演目型が目立ち、この傾向は木城町・西都市・西米良村にも続いている。また、単独演目型は椎葉村、美郷町、高原町、日南市に限定的である。つまり、宮崎県では北部山間地域の神楽には三演目型式三番が色濃く形成、継承され、椎葉村南部から米良山地域にかけては多数演目型もあり、この地域には単独演目型もあつて、単独演目型は分布が飛んで県南部にもあるとまとめられる。

三演目型式三番の演目構成

「式三番」演目を持つ神楽の一覧表から県内分布とその類型が明らかになったので、以下では類型ごとに演目内容をみていく。細かな芸態にまでは触れないが、「式三番」の検討は、神楽次第ではどう位置づけられているかが重要であるので、一覧からいくつかを抽出するかたちで内容を検討していく。

三演目型式三番の分布については前述した通りで、県内の「式三番」としてはこの型がもつとも多く、これを基本型といふことができるが、演目構成をみていくと選ばれている三演目には地域によつて差異が認められる。高千穂町では直面（素面）舞の「かみおろし」「鎮守」「杉登」の三番を「式三番」とする場合が大半である。「かみおろし」は、現地では「神降ろし」「神降」「神嵐」という表記の差異があるが、いずれも三人が烏帽子を被つての鈴・扇の採物舞である。「鎮守」は二人が烏帽子あるいは毛笠を被つての鈴・扇の採物舞、「杉登」は二人が烏帽子を被つての鈴・扇、幣の採物舞で、前半の舞の後に鬼神の面を着けた舞が入り、これを「入鬼神（いりきじん）」と称している。鬼神後に採物舞の「杉登」後半があつて終わる。この「式三番」が終わると、祝詞奏上や御神酒上げなどの神事があり、「直会」と呼んでの食事となる。

高千穂町の「式三番」には、この「神降・鎮守・杉登」型と、数は少ないが、「鎮守」あるいは「神降」の代わりに「とおしい」とか「とうせい」と呼ぶ「東西」が入ったり、「杉登」の代わりに「幣神添」が入ったりする型もある。「東西」「幣神添」が入る型は、

表でわかるように日之影町では、町域を東西に流れる五ヶ瀬川の北岸地区では「杉登」に代わって「幣神添」が、南岸地区では「神降」に代わって「東西」が入る場合が多い。「東西」は烏帽子を被った直面の四人舞で、鈴と扇を持つ採物舞で、「神降」とは芸態が違う。

日之影町には、演目名だけでいえば「神降・鎮守・杉登」型と「東西」型、「幣神添」型の三つの型があることになる。高千穂町では最北部の五ヶ所神楽が「神降ろし」「東西」「幣神添」を「式三番」としており、この組合せが日之影町の「式三番」につながっていると見えよう。また、「東西」が入る「式三番」は諸塚村にもあり、美郷町の山瀬島戸神楽の「東誓」も「とうせい」で「東西」と理解できる。

高千穂町の南にある五ヶ瀬町の鞍岡祇園神楽の「式三番」は「地神楽」「場神楽」「地荒神」をいい、「三番神楽」とも呼ばれ、「地神楽」は神楽始めの直面の四人舞で烏帽子を被り、白張の舞衣を着て鈴と扇を持つ採物舞で、「東西」に近い舞といえる。「場神楽」は四人の直面の舞で、頭には毛笠を被り、鈴・扇を持つ採物舞で高千穂町などの「鎮守」とは異なる。「地荒神」は毛笠を被って神面を着けた一人舞で、地元では猿田彦舞と説明されているが、「地荒神」の名からは、高千穂町などの「杉登」の「入鬼神」が独立した舞とも考えられる。

椎葉村の「式三番」は、「日月」あるいは「一神楽」が大半に入り、これに「大神」「大神神楽」が加わる場合が多い。「日月」「一神楽」とも直面の二人の採物舞であるが、採物は鈴・扇と幣、「二神楽」は太刀と鈴の場合があり、完全には同一ではない。「大神」「大神神楽」は直面二人の採物舞で、この二演目のほか「花の手」「扇の手」「地割」「座付」「上の重」「稲荷神楽」が入って、高千穂町・日之影町の「式三番」に比べると演目構成にはらつきがある。

先にあげた諸塚村の「式三番」は、「東西」のほかは「御大神」「地割」、神面舞（八幡）、「鬼神」、美郷町では「東誓」のほか「御大神」「地割」で、「東西」以外は椎葉村の「式三番」演目と共通点がある。日向市内陸部の羽坂神楽は「有長」「氏神大神」「地割」で、これらの演目は椎葉村の神楽で「式三番」演目となっている。

三演目型式三番の分布ではもともと南部に位置する西都市の尾八重神楽は「清山」「幣差」「大神」が「式三番」で、「清山」は直面の二人舞で鈴・扇の採物舞、「幣差」も直面の鈴・扇を持つ二人舞であるが、これは次番の「花鬼神」の「地舞」で、花鬼神を導き出

す舞となっている。「大神」は「大神神楽」ともいい、直面で鈴と榊葉を持つ二人舞である。「幣差」は高千穂町の神楽でいえば「杉登」と同様な型をもち、「清山」は直面二人舞ということでは椎葉村の「日月」「一神楽」と同じであり、「大神神楽」は椎葉村の「式三番」にもある。尾八重神楽と同じ米良山地域にある村所神楽では、「清山」「幣差」と御神体舞である「八幡様」が「式三番」であるといい、この内の「幣差」は「大王様」「爺様」「婆様」「七つ面」の「地舞」でこれらの神々を導き出す舞になっている。高千穂町の神楽では「杉登」に「入鬼神」があり、尾八重神楽と村所神楽の「幣差」はこれと同じ型とすることができる。ただし、尾八重神楽と村所神楽においては、高千穂町や椎葉村で伝承、継承されているような三演目による「式三番」による規範は確認できない。神楽は地区の鎮守社大祭としての夜神楽祭だけでなく、歳旦祭、春秋の彼岸中日の祖霊祭などでも舞われるが、この時の演目を「式三番」に特化するという意識も薄く、後述するように神楽舞への囃しである「せり歌」の規律は三演目の「式三番」とは別に存している。表中の式三番類型でこの二つの神楽に三演目型(●)と多数演目型(■)の両方を付しているのは、三演目を超えるいくつもの連続する演目群の後に規範があることによる。椎葉村の榊尾神楽にも両方の類型を付しているが、継鹿尾には三演目型と多数演目型の両方の規範があることに拠っており、尾八重神楽、村所神楽とはやや異なる。

三演目型式三番の演目構成を概観すると以上のようになるが、全体としてみいていくと、高千穂町・日之影町での「式三番」構成は、前述したように「神降・鎮守・杉登」型を中心にして、「東西」型、「幣神添」型のいずれかになっていて広範囲に定型化しているが、椎葉村になると「日月」か「一神楽」に「大神」が加わり、もう一演目は神楽によって変化し、「式三番」の演目構成はやや流動的になっている。さらに多数演目型は椎葉村以南に見られ、規範をもつ神楽次第の範囲が広がっており、「式三番」演目の形成が高千穂町などとは異なっている。

三演目型式三番の特徴と次第規範・禁忌

宮崎県の神楽がどのような演目を「式三番」とするか、演目名によって見ていくと以上のようになるが、次にはこれらが神楽次第(神

楽番付) どのように位置づけられているのかを具体的にあげていく。なお、次第は神楽宿など神楽斎場でのものを中心にし、演目名は現地の表記に従って記していく。「式三番」演目とその規律はゴシック体にし、「採物」は直面採物舞、★は着面舞である。網がけは他の神楽では「式三番」となっている演目である。

高千穂町・下田原神楽次第(表の出典Aに拠る)

舞込み ①彦舞(一人★) ②太伊殿(四人採物) ③神おろし(三人採物) ④鎮守(二人採物) ⑤杉登(二人採物+★入鬼神) (神事・直会・食事振舞) ⑥地固(四人採物) ⑦袖花(五人採物) ⑧幣神添(二人採物+★道下荒神) ⑨武智神添(二人採物) ⑩八鉢(一人★) ⑪住吉(四人採物) ⑫岩潜り(四人採物) (よながり・食事振舞) ⑬弓正護(二人採物) ⑭七貴神(二人採物+★七神) ⑮本花(四人採物) ⑯沖逢(四人採物) ⑰五穀(五人★) ⑱杵舞(一人★) ⑲御神体(男女★) ⑳火の前(四人採物) ㉑大神(三人採物) ㉒地割(六人採物+★荒神) ㉓芝上(神主採物+★二荒神) ㉔山森(二人採物+★山神+★鹿猪二) ㉕伊勢舞(二人採物) ㉖柴引き(二人★) ㉗手力男命(一人★) ㉘鈿女(一人★) ㉙戸取舞(二人★) ㉚舞開き(一人★) ㉛注連口(四人採物+★荒神) ㉜雲おろし(四人採物)

高千穂町・浅ヶ部神楽次第(表の出典Aに拠る)

舞込み 御神屋ほめ ①彦舞(一人★) ②太殿(四人採物) ③神嵐(三人採物) ④鎮守(二人採物) ⑤杉登(二人採物+★入鬼神) (楽屋入り・直会) ⑥地固(四人採物) ⑦幣神添(二人採物) ⑧住吉(四人採物+★入鬼神) ⑨太刀神添(二人採物) ⑩八鉢(一人★) ⑪沖逢(四人採物) ⑫弓正護(二人採物) ⑬本花(四人採物) ⑭岩潜(四人採物) ⑮御神体(神主+男女★) ⑯袖花(四人採物) ⑰七貴神(一人採物+★七神) ⑱五穀(五人★) ⑲武智(二人採物) ⑳山森(四人採物+入鬼神+鹿猪二) ㉑大神(三人採物) ㉒地割(六人採物+★荒神) ㉓日の前(四人採物) ㉔柴引(一人★) ㉕伊勢神楽(一人採物) ㉖手力男(一人★) ㉗鈿女(一人★) ㉘戸取(一人★) ㉙舞開(一人★) ㉚御柴(神主採物+★二荒神) ㉛注連口(四人採物+★荒神) ㉜繰おろし(四

人採物) ③雲おろし(四人採物)

高千穂町・尾狩神楽(表の出典Aに拠る)

- 舞入れ ①彦舞(一人★) ②御小屋の舞(二人採物) ③とうせい(二人採物) ④鎮守(二人採物) ⑤杉登(二人採物+★山中様) 〈直会 御神酒と食事の振舞い〉 ⑥神おろし(三人採物) ⑦地固(四人採物+★荒神) ⑧住吉(四人採物) ⑨大神(三人採物) ⑩田植神楽(六人採物+★牛) ⑪杵の舞(二人採物) ⑫箕舞 ⑬大神(三人採物) 〈夜ながり 夜食と御神酒〉 ⑭岩潜り(四人採物) ⑮座張り(二人面) ⑯岩潜り(四人採物) ⑰五つ天皇(四人採物) ⑱八鉢(一人★) ⑲五つ天皇(四人採物) ⑳武智の舞(二人採物) ㉑山森(二人採物+★山の神) ㉒弓正護(二人採物) ㉓沖逢(四人採物) ㉔注連口(二人採物) ㉕伊勢(一人採物) ㉖岩戸大力男(一人★) ㉗鈿女(一人★) ㉘柴引(一人★) ㉙戸取(一人★) ㉚日の前(二人★) ㉛繰おろし・雲おろし(四人採物)

日之影町・大菅神楽(表の出典A・Cに拠る)

- ①雲おろし(三人採物) ②鎮守(二人採物) ③神おろし(三人採物) ④地固(四人採物) ⑤幣神添(二人採物) ⑥八鉢(一人★) ⑦武智(四人採物) ⑧大神(三人採物) ⑨面(一人★) ⑩本花(四人採物+★貴神) ⑪御幣(三人採物) ⑫七貴神(★七神) ⑬袖花(四人採物) ⑭岩潜り(四人採物) ⑮太刀神添(二人採物) ⑯住吉(四人採物) ⑰荒神(神主採物+★荒神) ⑱杉登(四人採物) ⑲酒こし(男女★) ⑳獅子舞(★二獅子) ㉑正護(二人採物) ㉒田植(五人採物) ㉓芝引き(一人★) ㉔伊勢(一人採物) ㉕太刀(一人★) ㉖鈿女(一人★) ㉗戸取(一人★) ㉘舞開き(二人採物) ㉙注連口(一人★) ㉚繰りおろし(四人採物) ㉛沖逢(四人採物) ㉜山森(三人採物) ㉝火の前(全員)

(注 山口保明は①②③を式三番とするが、大菅に近接する地区の神楽からは宮崎県文化財課の資料にある②③⑤と考えられる)

日之影町・大人神楽（表の出典Aに拠る）

- （岩井川神社拜殿での神楽）①東西（四人採物）②鎮守（二人採物）③太子様の舞（一人★）④杉登（二人採物）⑤天神様の舞（一人★）（年祝い者の祓い）⑥注連神楽（四人採物）（綾祓い・道神楽）（神迎え）（食事の振舞い）（夜神楽）⑦森の正教（一人採物）⑧彦舞（一人★）⑨東西（四人採物）⑩鎮守（二人採物）⑪天神様の舞（一人★）⑫神嵐（三人採物）⑬杉登（二人採物）⑭座張（一人★）⑮注連口（四人採物）⑯御こやほめ（二人採物）⑰八鉢（一人）⑱武智（四人採物）⑲岩潜（四人採物）⑳荒神（岩潜の中で★二神）㉑大神（四人採物）㉒五津天（四人採物）㉓地固（四人採物）㉔八幡様の舞（二人★）㉕山森（二人採物＋鉄砲撃ち）㉖弓の正護（二人採物）㉗太子様の舞（一人★）㉘沖逢（二人採物）㉙手力男命（一人★）㉚伊勢神楽（一人採物）㉛細女命（一人★）㉜柴引・戸取（一人★）㉝舞開（二人★）

五ヶ瀬町・祇園鞍岡神楽（表の出典A・Cに拠る）

- ①地神楽（四人採物）②場神楽（四人採物）③地荒神（二人★）④東征（四人採物）⑤浮江（二人採物）⑥幣神事（二人採物）⑦四人鞭（四人採物）⑧杉登（二人採物）⑨岩くづし（二人採物）⑩地固（四人採物）⑪弓神楽（二人採物）⑫素神面（一人★）⑬さげこし（二人★）⑭八鉢（一人★）⑮山の神舞（一人★）⑯毘売舞（一人★）⑰大神神楽（四人採物）⑱繰りおろし（四人採物）⑲花神楽（四人採物）⑳ノ神楽（一人★）㉑二人鞭（二人採物）㉒おきな舞（二人★）㉓八雲舞（四人★）㉔猿田彦舞（一人★）㉕伊勢神楽（一人★）㉖御幣（一人★）㉗宇受売舞（一人★）㉘柴引（一人★）㉙戸取（一人★）㉚手力（一人★）㉛たたら舞（二人★）㉜由布舞（一人★）㉝舞開（二人★）

椎葉村・向山日添神楽（表の出典Aに拠る）

- ①安永（全員・唱教のみ）②御神屋（全員・唱教のみ）（座組、食事と御神酒の振舞い）③おだりやめ（二人採物、御供の包みを持つ）（御供のご飯が祝子・参集者に一箸ずつ配られる）④一神楽（二人採物）⑤扇の手（二人採物）⑥地割（二人採物）（式三番ま

では祝子は笠を被る。式三番後からせり歌を出していい。⑦剣舞（二人採物）⑧大神神楽（二人採物。この後、子供による大神神楽）⑨鬼神（二人採物+★鬼神）⑩榊葉（二人採物）⑪五ツ天皇（四人採物）⑫ちんち神楽（二人採物）⑬一人神楽（大夫一人採物）⑭おきえ（四人採物）⑮森の弓（二人採物）⑯森の矢（二人採物）⑰弓通し（弓の間をくぐる）⑱正護殿（正護殿への祈願）、⑲四人大神（四人採物）⑳稻荷神楽（二人採物）㉑かんしい（四人採物）㉒朝神楽・歳徳神（四人採物）㉓神送り・泰平楽（全員採物）

美郷町・山瀬島戸神楽（表の出典Cに拠る）

①御神屋 ②当誓 ③鞘 ④地割の花 ⑤櫛 ⑥御大神の花 ⑦地割 ⑧太鼓廻し ⑨御大神 ⑩幣舞 ⑪荒神 ⑫七五三口 ⑬みくま ⑭大身先 ⑮弓の花 ⑯弓 ⑰矢 ⑱さいわき ⑲おきえ ⑳年の神 ㉑鬼神 ㉒津の花 ㉓太力男命 ㉔五津 ㉕稻荷 ㉖火の神

西米良・村村所神楽（西米良村教育委員会ほか『米良山の神楽調査報告書』平成二年三月）

①修祓（神事） ②献饌 ③注連拜 ④清山（二人採物） ⑤挟舞（二人採物） ⑥地割（四人採物） ⑦天仁（二人採物） ⑧幣差（二人採物、⑫までの地舞） ⑨大王様の舞（一人★） ⑩爺様の舞（一人★） ⑪婆様の舞（一人★） ⑫七つ面の舞（五鬼神★） ⑬住吉舞（四人採物、⑰までの地舞） ⑭八幡様（一人★） ⑮御手洗様（二人★） ⑯獅子舞（一人★） ⑰大山祇（一人★） ⑱注連拜みの神事、饌供撒き、夜食の振舞い、⑲からせり歌を出していい ⑲神水（四人採物） ⑲一人劔（一人採物） ⑲白海（一人★） ⑲弓将軍（二人採物） ⑲荒神（一人★） ⑲丁（一人採物、⑲との問答） ⑲伊勢の神楽（二人採物） ⑲大神様（一人★） ⑲手力男命岩戸捜し（一人★） ⑲戸隠（一人★） ⑲手力男命岩戸開き（一人★） ⑲挟舞（二人採物） ⑲部屋神（一人★） ⑲注連倒し（六人採物） ⑲火の神舞（二人採物） ⑲成就の舞（一人採物） ⑲狩面シシトギリ（六人狩人★）

三演目型式三番について九例の神楽次第を県北部から南へ順にあげたが、これと前掲の「式三番」をもつ神楽の一覧を合わせてみていくと、式三番の次第にはいくつかの地域的傾向が読み取れよう。その一つ目は、前述したように高千穂町と日之影町の「式三番」の演目構成には「神降・鎮守・杉登」型を中心に、これと「東西」型、「幣神添」型の三つの型がある。何を「式三番」とするかは、「東西」型や「幣神添」型を「式三番」とするところでは、神楽次第に「神降」や「杉登」があってもこれを「式三番」に加えていなかったり、「幣神添」を次第に含んでも「神降・鎮守・杉登」型のところでは「式三番」にはなっていないかたりする。同様なことはここには例示していないが椎葉村の神楽にも見られ、何が「式三番」演目の決定要件となっているのかは、各演目の説明伝承も含めてさらなる検討が必要になる。こうした課題があるが、例にあげた神楽次第のように高千穂町から椎葉村までは、次第の初段部に「式三番」が置かれ、しかもこの演目群は連続する傾向をもつのが指摘できる。

「式三番」は次第の初段部にとっても、高千穂町に多い「神降・鎮守・杉登」型では、これらの前に「彦舞」と「太殿（太伊殿）」がある場合が多く、それぞれの説明伝承から、小手川善次郎は「彦舞」は村の浄め、「太殿」は神庭の祝福¹⁸、後藤俊彦は「彦舞」は神庭の祓い清め、「太殿」は「氏神様を迎えて神を招ずるための社を建立する舞」¹⁹、山口保明は「彦舞」は猿田彦による神楽への案内舞、「太殿」は神楽宿の清めの舞と解している。三者の理解からは、「彦舞」「太殿」は神楽舞の時空の設え、言祝ぎ（寿ぎ）と考えられてきたのが窺え、これらに続く「式三番」が舞神楽の最初となる。椎葉村の向山日添神楽も「安永」「御神屋」は舞を伴わない唱教で、舞神楽は「式三番」から始まる。

二つ目には先に今後の課題としてあげた「式三番」演目の選定に関することをあげておくと、高千穂町に見られる「神降・鎮守・杉登」型では、三番の「杉登」に採物舞の途中に鬼神舞が入る「入鬼神」があるのが注目できる。これは「幣神添」が「式三番」に加わっている場合は、これが「杉登」の代わりとなり、「幣神添」に「入鬼神」が付く場合が多い。鞍岡祇園神楽でも三番に「地荒神」が入り、椎葉村でも三番目に荒神が入っている場合がある。村所神楽でも「式三番」演目は連続していないが、三番は「八幡様」となっている。また、椎葉村の梶尾神楽の「式三番」には三演目型と多数演目型の両方があるようだが、前者の場合は二番目と三番目の採物演目の間に鬼神があり、同様な例は大人神楽にも見られる。こうした例から考えると、「式三番」の三番に鬼神などの神面舞が入っているのは、

申楽「式三番」でいえば、「三番申楽」といえる三番叟の発想がここに現れているのではないかと思われる。これは現時点では推測にすぎないが、指摘できる傾向としてあげておく。

三つ目としては、高千穂町・日之影町や椎葉村など「式三番」が次第初段部に連続するところでは、「式三番」演目は神楽の全演目を齋行する時ではなく、表の「式三番」齋行」欄にあげたように、正月の「太鼓の口開け」や彼岸中日など齋行機会が多くあることである。後で神楽次第も取り上げる椎葉村の梅尾神楽には三演目型式三番もあり、この三演目の「式三番」については、重病者が「式三番の願」をかけることがあり、平癒したときには「式三番」を願主の家の神前で舞ってもらい願成就をする。さらに「式三番」の一番である「壺神楽」については、神楽に貢献した人の葬式にはこれを祝子に棺の前で舞ってもらい、舞った四人が棺を担ぐとい²¹う。こうしたことから、「式三番」は神楽演目の全体を象徴し、神楽齋行に欠くことができない存在となっているといえる。そして、このことは世阿弥が『風姿花伝』に記した「六十六番までは一日に勤めがたしとて、その中を選びて、稲経の翁(翁面)、代経の翁(三番申楽)、父の助、これ三つを定む。今の代の式三番、これなり」と同様な考え方できよう。申楽で形成された翁舞の「式三番」はこうした神楽齋行の形式にも取り込まれているといえよう。

四つ目としては、美郷町の山瀬島戸神楽と西米良村の村所神楽では、「当誓」と「清山」は神楽舞の最初となっているが、二番、三番は次第の初段にはなく、しかも連続する演目にはなっていないことである。つまりは「式三番」分布の南部では、前述した演目構成の流動性に加え、次第では必ずしも初段だけに位置せず、しかも不連続の傾向をもつといえる。

五つ目にあげられるのが、椎葉神楽の「式三番」による渡辺伸夫の指摘から導き出した「式三番」がもつ規範・規律のことである。県内全体をみていくと、高千穂町の神楽では「式三番」後に神事や「楽屋入り」、直会、食事の振舞いがあり、「式三番」が演目次第を区切る規範になっている。これを次第規範というなら、三つ目にあげた「式三番」は次第の初段に連続する演目としておかれるのも次第規範といえる。ただし、神事や直会・振舞いといった次第規範は、椎葉村の向山日添神楽、西米良村の村所神楽では「式三番」とは結びついていない。しかし、向山日添神楽では笠着用と参会者による「せり歌」出しの禁忌が「式三番」と結びついていないのに対し、村所神楽では「せり歌」出しの禁忌も「式三番」とは結びついておらず、「式三番」分布の南部地域では、次第規範と次第禁忌は「式

「三番」とは別の論理に拠っていると見える。「式三番」には渡辺がいうように神事としての性格が強いのであるが、次第規範や次第禁忌は三演目の「式三番」だけで形成されているのではないのがわかる。神楽にどのような規範や禁忌があるのかは、資料集積と研究が進んでおらず、今後の課題となることも付け加えておく。

多数演目型式三番の内容

多数演目型式三番については、県内神楽にみる「式三番」の表と分布図からわかるように、椎葉村以南の地域に確認できる。神楽の「式三番」は高千穂町や日之影町に顕著な三演目型を基本型とし、多数演目型はその亜型とすることもできるが、ここには何故多数演目を「式三番」とするのかという課題が存在している。これについても具体的に次第をあげてから検討していきたい。

椎葉村・尾前神楽（表の出典A・D・Hに拠る）

（尾前神社拝殿）①一神楽（二人採物） ②大神神楽（二人採物） ③花の手（四人採物） ④扇の手（二人採物）（神楽斎場）①板起（全員・神事） ②安永詞（全員・唱教のみ） ③御神屋詞（全員・唱教のみ） ④御垂止（おだりやめ 二人採物、初穂の御飯を持って舞い、舞後に御飯を一箸ずつ配る） ⑤神招座（神事） ⑥一神楽 ⑦大神神楽 ⑧花の手 「花の手」後からはせり歌を出していゝ「食事の振舞い」 ⑨扇の手（四人採物） ⑩幣の手（二人採物） ⑪占（しめ）ほめ（一人採物＋★荒神） ⑫森の上（二人採物、「弓通し」を行う）（御神屋の御幣を新しいものと付け替える。参集者は御神屋の幣をもぎ取って持ち帰り祀る） ⑬森の下（二人採物）「森」が終わると以降は楽しむ神楽という ⑭地割の上（二人採物） ⑮地割の下（二人採物） ⑯地固め（四人唱教） ⑰生魂殿（しようごこんどの 宮司が生魂殿になりお宝授け） ⑱鎮地（ちんち 二人採物）（猪雑炊と甘酒の振舞い） ⑲手力（宮司採物） ⑲かんしん（四人採物） ⑳岩潜り（四人採物） ㉑おきえ・ごち天皇（四人採物） ㉒稲荷（二人採物） ㉓芝引き（★荒神・戸取・天照の三神） ㉔日月（二人採物） ㉕火の神神楽（二人採物） ㉖泰平楽（全員採物） ㉗神送り（神事）

椎葉村・不土野神楽（表の出典A・Eに拠る）

- ① エリメ（幣など作る、唱言） ② 板起こし（二人神事、唱教） ③ 神呼び（神職による清め、神事） ④ 安長・御神屋（全員・唱教）
 ⑤ 舌神楽上（二人採物） ⑥ 舌神楽下（二人採物） ⑦ 地固め（二人神事・唱教） ⑧ 面殿のめしあげ（神面に献饌神事） ⑨ 守（もり）の神楽上（二人採物） ⑩ 守の神楽下（二人採物） ⑪ 弓通し（二人・七歳以下の子供を弓の間に通す） ⑫ しようごん殿（しようごん殿からのお宝授け） ⑬ 四人大神宵（四人採物） ⑭ 鎮地神楽（二人採物） ⑮ みくま（二人採物。「みくま」は米を盛った折敷のこと）
 ⑯ むせり歌も出せない。以後は食事をしていい ⑰ おきえ（二人採物） ⑱ 鬼神面（一人★） ⑲ 稲荷神楽宵（二人採物） ⑳ 耐ぼかい（神前で唱言） ㉑ 戸取面（一人★） ㉒ 女性（めしょう）面（一人★） ㉓ 太力面（一人★） ㉔ 神粹（四人採物）
 ㉕ 稲荷神楽朝（二人採物） ㉖ 四人大神朝（四人採物） ㉗ 山の神面（一人★） ㉘ 福の種蒔き（二人採物） ㉙ 火の神参り神楽（二人採物） ㉚ さいとりさし（白の口開け）、台所の火の神へ ㉛ 神送り（祝子全員・神送りの歌）（平成二十六年には㉚の後に「猪取願（ししとりがん）の神楽」「牧の願の神楽」が入った）

多数演目型式三番として椎葉村の尾前神楽、不土野神楽の次第と「式三番」をあげたが、いずれも三演目ではなく、尾前神楽では「一神楽」「大神神楽」「花の手」が「仮の式三番」、これを含めて十三番の「森の下」までが「本当の式三番」と伝えている。この神楽では三演目型と多数演目型が併存し、前者の「式三番」後を一つの区切りとし、進行役である「しゅうしゃ」が座直しであることを告げて「一番座」となり、区長などが挨拶して酒宴・食事となる。さらに次の曲から囃しのせり歌を出すことが許される。しかし、「本当の式三番」はその後の「森の下」までといい、「森の上」「森の下」の間に御神屋の幣の取り替えがあつて、十四番の地割からは「楽しむ神楽」であるといわれている。

同様な例は延岡市の大峽神楽にもあり、一番の「鎮守」、二番の「ヒラテ」、三番の「舞の手」「幣の手」、四番の「三番荒神」が「式三番」で、これが済むまでお茶などを飲んではいけないといわれたが、元旦祭の神楽は「略式三番」である「鎮守」「幣の手」「三番荒

神」を舞うという。

大峡神楽は昭和十年代に途絶えた後、昭和五十九年に延岡神楽として再構成された神楽構成をもつので、今回は検討を控え、尾前神楽をみていくと、この神楽では「仮の式三番」である三演目には次第規範、次第禁忌が付随し、「本当の式三番」には古い幣を取り外し、新しい幣を取り付けるという幣の更新、つまりは神祭りの場の更新が付随しているといえよう。問題となるのは両者の関係をどのよう考えるかということである。

このことは後で再度取り上げるが、「本当の式三番」後からは「楽しむ神楽」とされていることから窺えるように、神楽には神事としての神楽と遊楽としての神楽があり、「本当の神楽」は前者のことで、さらに申楽の「式三番」の考え方から神事としての神楽のうち三演目が「仮の式三番」に指定されたのではないかと考えられる。在地神楽の次第形成からいえば、「式三番」という考え方が導入された時に、旧来の演目群を「本当の式三番」として括り、後来の演目群を「楽しむ神楽」として区別し、さらに「式三番」の三番を尾前神楽では「本当の式三番」演目群のうちの最初の舞神楽三番としたという経緯が考えられよう。

不土野神楽の場合は、舞神楽の最初の「一神楽」から連続する「みくま」までの十一演目を「式三番」とし、この後に「酌取り」が出て御神酒をいただく。黒不浄の人は忌みの期間が過ぎていても「式三番」が済むまでは参会を遠慮し、御神屋にも入らないといわれているが、多数演目型の「式三番」に次第規範、次第禁忌が付随している。ここでは「式三番」を「一こうや」ともいっているが、一方では、「一こうや」は通常「扇」「御幣」「みくま」の採物舞のことで、これは年祭神楽の次第にはなく、夏・秋の祭り、各種の願の神楽、お日待ちなどに斎行すると伝えている。「みくま」は年祭神楽にも含まれているが、「一こうや」は別に存在しているのであり、不土野神楽の場合にも、「式三番」の考え方を受け入れたときに旧来の演目群を「式三番」とし、さらに別途、「式三番」の三演目を「一こうや」として構成しなおしたということではなからうか。

椎葉村の古枝尾神楽も「一神楽」から「三熊（みくま）」までの連続する九演目が「式三番」で、この後に食事の振舞いがある。これまででは膝を崩せず、せり歌も出せない。産婦はこれまでは神楽の座敷へは上がれないなどと伝えていて、多数演目型の「式三番」に次第規範、次第禁忌が付随している。ただし、ここでは「式三番」の三演目をさらに特化することはなかったということになる。

尾前神楽と類似する「式三番」が椎葉村の杵尾神楽にも見られるので、その神楽次第をあげると次のようになる。

椎葉村杵尾神楽（表の出典A・Eに拠る）

- ①しめおこし（三人・しめ竹を神歌とともに揺する） ②板起こし（神事・唱教） ③つがもり（蔦葛による祓え・唱教） ④神迎え（神事、四人採物・宮神楽） ⑤みこうやほめ・どろぎ（二人・唱教） ⑥たいどの（四人採物） ⑦しめほめ（一人鬼神★） ⑧地割上（四人採物） ⑨地割中（四人採物） ⑩地割下（四人採物） ⑪芝引き（一人★） ⑫言神楽（四人採物） ⑬稻荷神楽（四人採物） ⑭鬼神（舞出し一人＋鬼神★） ⑮大神上（四人採物） ⑯大神中（一人大神幣・唱教、御神酒・膳で食事）この後四人採物 ⑰大神下（四人採物）（これら「式三番」が済むまで祝子は白張を着て、御神屋の外には出てはいけない） ⑱芝入れ（大神下の最中、村の若者が御神屋に入り、舞子の採物を取って乱舞） ⑲樽入れ（一人酒樽を持って舞う） ⑳芝荒神（大夫・荒神★の間答） ㉑かんずい（四人採物） ㉒振上げ（一人採物） ㉓森上（四人採物） ㉔森下（四人採物） ㉕帯（四人採物） ㉖戸取（一人★） ㉗矢（四人採物） ㉘弓（四人採物） ㉙うば面（一人★） ㉚おきえ上（四人採物） ㉛おきえ下（四人採物） ㉜綱入れ（祝子四人が藁綱二体をもって御神屋に練り込む） ㉝綱荒神（荒神★と神主の間答） ㉞ござ上（四人採物） ㉟ござ下（四人採物） ㊱手力（二人★） ㊲伊勢神楽（一人採物） ㊳メ神楽（四人採物） ㊴火の神かぐら（紋付羽織の二人採物） ㊵七鬼神（七神★） ㊶綱切り（藁綱〈雄蛇・雌蛇〉切り） ㊷神戻し（祝子衆・唱教）

杵尾神楽では「言神楽」「稻荷神楽」「大神 上・中・下」が「式三番」とされていて、これには次第規範と次第禁忌が存在する。「式三番」は前述のように病氣の際の願神楽にもなっているし、妻が妊娠している者は「大神神楽」は舞えないという禁忌もある。この「式三番」は一応、三演目での構成となっているが、一方では「大神」までが式三番でこれが終了するまで食事は出されなかったともいわれ、多数演目による「式三番」の考え方も併存しているようである。ここでは多数演目の「式三番」の次第最後に、三演目の「式三番」を配置したと解釈でき、多数演目型と三演目型が併存する場合は、三演目の「式三番」をどのように次第に位置づけるかは一律

的ではないといえよう。

このように多数演目型式三番の内容を見ていくと、これには三演目型同様、次第規範や次第禁忌が存在するのが注目される。これを基準に神楽次第のあり方を見ていくと、西都市の銀鏡神楽、西米良村の小川神楽、越野尾神楽には、神楽次第のなかにせり歌を出すことが許される明確な区切りが存在している。銀鏡神楽では全三十二番構成のうちの十番「宿神三宝荒神」後の十一番「若男大神」から参集者がせり歌を出すことが許される。小川神楽では全三十一番の九番「御祭神様」後の十番「ハサミ」から、越野尾神楽では全三十五番の九番「赤稻荷」後の十番「山の神」からせり歌を出すことが許可される。三演目型式三番をもつこの地域の村所神楽（西米良村）では、全三十四番の十七番「大山祇命」が終わると「注連拝み」の神事があり、夜食の振舞いとなり、饌供撒き（餅）が行われる。十七番までを「神神楽」といい、十八番「神水」からは「民神楽」でせり歌を出すことが許される。また、尾八重神楽（西都市）では、全三十三番の八番「宿神」が終わり、九番の「鎮守神楽」からせり歌が許される。木城町の中之又神楽には「三番神楽」と呼ぶ三演目があつて、これも本稿では「式三番」と判断したが、この神楽でも全三十三番の六番「大社舞」後の七番「宿神地舞」からせり歌を出すことが許される。尾八重神楽と村所神楽で「式三番」とするのは三演目型のみであるが、多数演目型と同様な次第の規範・禁忌があることから、「式三番」の表と分布図には多数演目型も有るとした。

同じような次第規範や次第禁忌は、諸塚村の桂神楽にもあり、ここでは全二十二番の六番「お大神」まではせり歌を出せない。同村の戸下神楽では全五十番の十一番「御大神下」までせり歌を出せない、同村の南川神楽でも全三十七番の十番「御大神」が終わると御神酒と食事の振舞いがある。⁽²³⁾さらに宮崎市の船引神楽では全三十三番のうち八番「素襖脱」までは、奉仕者は正装（狩衣・烏帽子）を解くことは許されないといふ。⁽²⁴⁾

つまり「式三番」という名辞がなくても多数演目型式三番をもつ神楽と同様の次第の規範や禁忌が存在する神楽がいくつも存在するのである。宮崎県内でこのような次第規範、次第禁忌の分布全体は、現時点では確定できないが、高千穂町や日之影町、椎葉村のような「式三番」が色濃く確認できる地域以外にも次第の規範や禁忌はあり、これは旧来から神楽次第に付随した規範や禁忌をもとに「式三番」が受容、形成されたと考えられることを意味しているといえよう。継承されている神楽に、新たに規範や禁忌を設けるのは、強

権的な発動が広範囲に行われない限り困難であると考えられるからである。

単独演目型式三番の内容

三つ目の式三番類型である単独型というのは、「式三番」という名をもつ演目がある類型で、これは現時点では椎葉村の嶽之枝尾神楽、美郷町の渡川神楽、日南市の榎原神社神楽、高原町の祓川神楽（神舞）に確認できる。単独演目として「式三番」をもつ神楽は少ないが、それぞれの内容は次の通りである。

椎葉村・嶽之枝尾神楽…かつては通常年の「平祭」と特別な年の「大祭」があつたが、現在は神楽の継承を図るため毎年「大祭」の次で齋行されている。平成二十七年時には全三十四番中の十二番に「平手式三番」がある。かつての「平祭」時には十八番中五番が「平手」で、これが「大祭」時には「平手式三番」となった。「平手」は太刀と鈴を持つ二人の採物舞で、「平手式三番」では、これに「太刀の手」が加わった。⁽²⁵⁾

美郷町・渡川神楽…十一月の渡川神社大祭で神楽が二日間に亘って齋行される。一日目は全十三番中の三番に、二日目は十二番中の四番に「式三番」が舞われる。年不詳であるがかつての記録には「引三番」とあり、これが「式三番」となった。烏帽子を被つての二人が鈴と扇を持って舞う。渡川神社の夏祭りには「式三番」が奉納されており、この演目が重視されているのがわかる。⁽²⁶⁾

日向市・榎原神社神楽…神楽齋行は一時中断していたが、昭和五十七年に「方謝舞」が「式三番」として復活され、以後、他の演目も復活し、全十六番となっている。「式三番」は第一番の演目で、鈴と扇を持つての三人の舞に途中から「鬼神」が舞い込む。⁽²⁷⁾

高原町・祓川神楽（神舞）：十二月中旬の夜神楽で、全三十番中の六番に「式参番」がある。「宮入り」「門境」「御祓祝詞」「壹番舞」「神随（御神楽）」の次が「式参番」で、二人が錫杖と扇・幣を持って舞うが、現在は子どもたちが舞っている。「式参番」の次は「大光神」となっている。⁽²⁸⁾

単独演目としての「式三番」には、渡川神楽のように神楽全体を象徴する性格、榎原神社神楽のように舞神楽の最初の舞としての性格があり、次第規範が存在しているが、嶽之枝尾神楽や祓川神楽にはこうした規範は窺えない。歴史的には、祓川神楽では嘉永六年（一八五三）の『神歌本』に次第の七番として「式三番」があり、同書では「宮入之事」「御祓祝詞」「一番舞」「神楽」「式三番」「大光神」で、次第は現在と同じである。また、この型の「式三番」は、三演目型が卓越する高千穂町や日之影町には確認できず、椎葉村以南の県域に点在するといえる。

「式三番」の形成試論

以上、宮崎県内の神楽にみる「式三番」には三演目型、多数演目型、単独演目型の三類型があり、それぞれの具体的内容をあげながら検討してきた。最初に本稿の課題としてあげた「式三番」の継承実相や宮崎県内での広がり（分布）は明らかになった。

神楽の「式三番」は申楽の「式三番」からの影響と考えられるのは、島根県松江市の佐太神社「御座替神事」に斎行される佐陀神能から窺える。これは「七座神事」「式三番」「神能」の三部から構成され、神楽自体は永正九年（一五一二）の佐太神社史料に神職によって「御座之祭」と「神楽法楽」が八月二十四・二十五日に斎行された記録があり、⁽²⁹⁾「七座神事」は天文三年（一五三四）の足高大明神縁起（写）の「御座替御祭礼」に出てくる。⁽³⁰⁾「式三番」は千歳が面持ちとなり、翁が面をつけて舞うが、これは江戸時代初め慶長期に佐太神社の神楽の司が京都から猿楽を習い、この様式を神楽に入れて「神能」を作ったと伝えられており、寛永十六年（一六三九）の佐太神社史料に「神能五番」には猿楽太夫が参加したことが記されている。⁽³¹⁾

佐陀神能は採物舞である「七座神事」に、後に「式三番」と「神能」が加えられて現在の次第になったといえるが、高千穂町の上岩

戸二嶽神社史料である卷子形式の「神楽之濫觴」には、神楽は天石戸前での鈿女命の歌舞が始まりであると説明した後、「天児屋根命」「手力男之命」の神歌をあげ、「願祝子」が舞人であることをいい、「神楽之番数」として「大殿」「神おろし」「鎮守」と「入荒神素盞鳴尊」のある「杉登り」があげられている。続いて「夜神楽乃番数」として「地堅め」「幣かさし」「弓正護」「住吉」「地割」「岩刻利」「大神」「山森」があげられ、さらに「岩戸神楽」として「柴引」「伊勢」「手力」「鈿女」「戸取り」「舞開」があり「合せて拾八番」を夜神楽願成就之神楽と云う」と説明している。次には「右の外」として「袖花」「本花」「起江」「鞭かさし」「四人鎮守」「五穀」「酒こし」「蛇切り」「八鉢」「四人鞭」「七奇神」「日前」「太刀かさし」「練おろし」をあげて「合せて参拾参番」としている。なお、これには各番付(演目)の舞手に神名としての命付が行われている。⁽²⁶⁾

この史料の年紀の最初に「文化七庚午年旧正月十一日 社司 佐藤丹後守藤信次之書」とあり、次には安政丁巳年(一八五七)、明治十七年(一八八四)、最後には昭和十四年(一九三九)とある。これは神楽の舞手ある願祝子の師匠交代ごとに、新師匠にこの卷子が旧正月十一日の「太鼓の口開け」時に引き渡されたことに拠るといい、年紀はこの引き渡し年と判断できる。最初の文化七年(一八一〇)の月日に「旧正月十一日」とあることから、この史料は明治六年(一八七三)からの新暦以降の写しであるのがわかるが、先の「神楽之番数」「夜神楽乃番数」「岩戸神楽」「右の外」の括りは、文化七年(一八一〇)には存在したと考えられる。この史料からは、「神楽之番数」は神楽の核となる演目、「夜神楽之番数」は旧来からの演目で、「岩戸神楽」は一つのセットとしてのものとして特化し、この十八番に、後代に「右の外」の十四演目を加えて三十三番としたという推移が示されていると推測できる。

この推測は佐陀神能の神楽次第形成をもとにしてしているが、「神楽之濫觴」には「式三番」の記載はない。しかし、「神楽之番数」の「大殿」は、前述したように神楽の時空の設え、言祝ぎと説明されている現在の「大殿」に相当し、これに続く「神おろし」「鎮守」「杉登り」が「式三番」となっていて、これらに特別な意味が与えられているのが窺える。高千穂町の神楽史料で「式三番」が確認できるのは、高千穂神社蔵の天明二年(一七八二)「十社神山記」で、ここには「シキ三番 入鬼神ノ時 神ニハヘ カラ柴ヲ奉ル」とある。⁽²⁷⁾ この文書は神使用の由来とこれを使用する場面を記したもので、これからは文化七年(一八一〇)「神楽之濫觴」以前に「式三番」の括りがあるのがわかる。神を使う「入鬼神」は「式三番」の「杉登」に付随する舞である。幕末の弘化三年(一八四六)の「十社宮司

田尻則満日記」の記載には、正月十一日の「神楽弟子 神楽の口あけに来る」から始まり、十月以降には、十月二十四日の葛原天神社祭礼では「宮神楽三番相勤る」など「宮神楽三番」の記載が何度も出ており、この「宮神楽三番」は「式三番」のことである。³¹⁾ 当時は集落の家が神楽宿となって神楽が斎行されていたので、「宮神楽」は神社拜殿での神楽で、これを斎行した後に神楽宿への道行き、神迎えとなった。現在の神楽宿は地区の公民館や集会所となっている場合が多いが、神社からここへ神を迎えて神楽を斎行する形式は継承されている。

この「宮神楽三番」の表記からは、神迎えに際しての神社での神楽斎行として「式三番」が強く意識されるようになったと考えられよう。「式三番」を宮神楽とすることは高千穂町だけでなく、三演目型式式三番を伝えるところでは多く確認できる。高千穂町の「岩戸庄屋日記」では、嘉永二年（一八四九）四月二十一日に「天岩戸御祭礼 例之通式三番御神楽首尾よく成就」、九月十五日には「今日昼頃までに神楽成就 御宮参詣 式三番無事相済 夕方に太夫殿父子 神楽弟子中不残引取 氏子中退散」とあり、「岩戸村庄屋土持信贇日記」の明治四年（一八七二）八月二十三日に「天長節 当庄屋元にて式三番神楽あり」とか、八月六日に風除願立をし、九月一日に「天岩戸にて神楽式三番奉納之願上る也」と、³²⁾ 明治からの新たな祭日や願成就に「式三番」が斎行されているのがわかる。

高千穂町の神楽演目の「地割」には「荒神」が登場し、この神の唱言には『唯一神道名法要集』の「天之五行」「地之五行」説が取り込まれ、³³⁾ この地の神楽には唯一神道の影響が窺える。このことから吉田家が発給していた『翁乃大事』も視野に入れる必要があるが、文政九年（一八二六）七月二十八日付けで神道管領長上下部朝臣良長から梅若盛安に出された『翁乃大事』（早稲田大学図書館蔵梅若家能楽資料）では、神楽は天石屋戸の天鈿女舞に由来すると説明した後で、「翁」は、

第一翁といふハ大玉の神 千歳振也

第二天児屋根尊 神道翁也

第三天鈿女命 猿田姫 三番申楽也

であるとしている。これ以前の十七世紀半ばの吉田家の活動には、幡鎌一弘によれば執奏、神道裁許状の発給、行法規定、祈祷・勧請作法、神学があり、幡鎌は行法のなかに「翁大事」発給を位置づけている。³⁴⁾ しかし、梅若家の『翁乃大事』では、「大玉の神」「天児屋

根尊」「天鈿女命」を「翁」とするのであり、「神道翁」とする天兒屋根尊は、宮崎県内の神楽では各地にある岩戸開き系演目の最初に置かれる「伊勢神楽」であり、特別な舞となっているが、「式三番」とは結びついていない。つまり、高千穂町や日之影町などの三演目型式三番は、唯一神道の影響ではなく、前述したように申楽の「式三番」の枠組みと考え方をもとに形成されたと考えるのが妥当である。ただし、先にあげた佐太神社で五月三日（かつては旧暦四月三日）に齋行されている直会祭では、巫女による「真の神楽」が舞われ、「盃の儀」の後に舞殿で「シキジの舞」「地固めの舞」が舞われ、続いて「猿田（さだ）三番の舞」が奉納される。この「猿田三番の舞」は着面で矛を持つ「猿田彦の舞」、着面で大幣を持つ「天兒屋根命の舞」、着面で袖をもつ「太玉命の舞」の三番であり、かつて使われていた宮川家伝来の面箱には天文二十年（一五五二）の年紀が記されているという⁽³⁸⁾。「猿田三番の舞」は一人の舞人が三つの面をつけ替えながらの舞であるが、この三番の舞は、前述の吉田神道の『翁乃大事』にある「翁」である。先に述べたように佐太神社の「七座神事」は天文三年（一五三四）の記録があり、十六世紀半ば以降は「猿田三番の舞」と採物を持つての神楽舞が並行して存在していた可能性が高く、「猿田三番の舞」と神楽との関係をどのように考えるかは今後の課題となるし、『翁乃大事』の「第三天鈿女命 猿田姫 三番申楽」が「千歳振」の「大玉の命」、「神道翁」の「天兒屋根尊」を包括する形式になっていることも検討が必要となる。

神楽の「式三番」に戻ると、本稿では高千穂町の神楽史料から三演目型式三番の形成にかかる大凡の筋書きが提示できたが、ここにはこの型と多数演目型、単独演目型との関係をどのように考えるか、また、三演目型が高千穂町・日之影町に色濃く存在する事由は何かという課題もある。

これらについては残念ながら現時点では資料に基づく見解は示せないが、三演目型や多数演目型の説明で具体的にあげた次第規範・次第禁忌を重視すると、椎葉村や西米良村に見られる三演目型と多数演目型の併存は、申楽の「式三番」の理念がもたらされてから、先述したように旧来からの神楽に付随した規範・禁忌を申楽「式三番」理念と結びつけて、次第前半の多数演目に神事性を担保してこれを「式三番」とし、さらに申楽「式三番」が三番であることからこのうちの初段の舞神楽三演目を「式三番」としたのではなかろうか。これによって内容の異なる二重の「式三番」が成立したが、高千穂町や日之影町では「式三番」を三演目型に凝縮し、ここに次第

規範を集中させたのではなからうか。これは三演目型には「式三番」後の神事や「楽屋入り」、直会があっても多数演目型に顕著に存在する次第禁忌が薄いことが根拠となる。推測ばかりだが、単独演目型の「式三番」は、現時点で確認し得たものは規範性も弱く、三演目型がさらに一演目に省略されていたという推移が予想できる。鬼神の舞込みを含む榎原神社神楽の「式三番」は、芸態としては高千穂町や日之影町の「杉登」や「幣神添」に倣ったのではといえ、渡川神楽の「式三番」は夏祭りにも斎行されていて、これは「宮神楽」の規範をもつといえる。

もう一つの課題、三演目型式三番が高千穂町や日之影町に顕著にみられることについては、佐陀神能のような申楽の受容や猿楽大夫の関与があれば首肯できるが、現時点では確認できていない。申楽ということでは、天正年間の上井覚兼の日記によれば薩摩藩では申楽が盛んであったことがわかるし、日記には「神舞」の記載もあるが、神楽と申楽の関係は不明としかいいようがない。また、西都市の銀鏡神楽では、神楽衣装は白張（白丁）が大半であるなかで、最も重視される地元の鎮守社の神である「西宮大神宮」や「宿神三宝荒神」の神面舞、西米良村の村所神楽での「八幡様」神面舞などには華美な陣羽織や袴などが用いられている。こうした衣装がいつから使われているかは不明だが、申楽との関係ではこうしたことも検討が必要となる。³⁹⁾

今後の課題としては、在地芸能である民俗芸能には、たとえば神楽では愛知県東栄町の御園や東菌目、河内、古戸の「花祭」に「式三番」「しきさんば」などがあり、能では東京都檜原村に小沢式三番、笹野式三番、岩手県平泉町の白山神社や中尊寺の古実式三番がある。「式三番」の名称ではなくても、山梨県甲府市黒平の道祖神祭りに舞われる「能三番」、千葉県南房総市や兵庫県の丹波・但馬地方、静岡県の伊豆半島などの「式三番叟」は、いずれも千歳・翁・三番叟の舞であり、「式三番」芸能は各地にあって、これらがどのような経緯をもって在地化したのかも課題となる。

注

(1) 全国の神楽継承団体数を四五〇〇ほどとしたのは、昭和五十六年（一九八二）から文化庁事業として行われた都道府県ごとの民俗芸能緊急調査報告書

から集計した。既刊報告書からの数は四〇〇〇余で、これに未調査県での数を推測数として加えた数である。

- (2) 北海道教育委員会『国記録選択無形民俗文化財調査報告 松前神楽』平成二十九年四月
- (3) 拙稿「米良山神楽の構成と御神屋神」『國學院雜誌』一二二巻五号、令和二年五月
- (4) 宮崎県総合博物館『みやざきの神楽 神々への感謝と祈り』（令和二年十月）には、二〇四の保存団体一覽が掲載されている。調査年次に幅があるが、文化庁による九州各県の平成初期の民俗芸能継承に関する現況調査によれば、宮崎県二〇四（平成四年調査）、熊本県一五二（平成元年）、大分県八七（平成元年）、長崎県一三（平成五年）、対馬の命婦の舞を含む）、福岡県五三（平成二年）、佐賀県二（平成九年）、鹿児島一七（平成二年）である。保存会等神楽継承団体の数は、『宮崎県の民俗芸能』（平成六年、宮崎県教育委員会）、『くまもとの民俗芸能』（平成三年、熊本県教育委員会）、『大分県の民俗芸能』（平成三年、大分県教育委員会）、『長崎県の民俗芸能』（平成七年、長崎県教育委員会）、『福岡県の民俗芸能』（平成四年、福岡県教育委員会）、『佐賀県の民俗芸能』（平成十一年、佐賀県教育委員会）、『鹿児島県の民俗芸能』（平成四年、鹿児島県教育委員会）により、宮崎県がもっとも多く、国の重要無形民俗文化財に指定されている神楽も、令和五年二月時点では、宮崎県には高千穂の夜神楽、椎葉神楽、米良の神楽（銀鏡、尾八重、村所、越野尾、小川、中之又神楽）、高原の神舞（祓川神楽、狭野神楽）の四つがある。
- (5) 山口保明『宮崎の神楽 祈りの原質・その伝承と継承』鉾脈社、平成十二年十月
- (6) 拙稿 前掲（3）
- (7) 拙稿「米良山神楽の「地舞」と神面舞」『伝承文化研究』第十七号、國學院大學伝承文化学会、令和二年七月
- (8) 拙稿「宮崎県の神楽にみる稲作系演目―芸能複合の視点―」『伝承文化研究』第十八号、國學院大學伝承文化学会、令和三年六月
- (9) 拙稿「宮崎県の神楽にみる綱切系演目の様相とその形成」『伝承文化研究』第十九号、國學院大學伝承文化学会、令和四年六月
- (10) 竹本幹夫訳注・世阿弥『風姿花伝・三道』角川ソフィア文庫、平成二十一年九月
- (11) 表章校註『世阿弥 申楽談儀』岩波文庫、平成二十五年九月第6刷（初刷昭和三十五年四月）
- (12) 塙保己一編・補太田藤四郎『續群書類従 補遺』二（看聞御記下）、続群書類従完成会、昭和五十五年四月訂正三版第五刷
- (13) 塙保己一編『群書類従』第十四輯卷四一三、経済雑誌社、明治三十四年五月

- (14) 原田信男『和食と日本文化 日本料理の社会史』小学館、平成十七年十一月
- (15) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録第5上井覚兼日記』上、岩波書店、昭和二十九年三月
- (16) 熊倉功夫は『日本料理文化史 懐石を中心に』（人文書院、平成十四年六月）で「式三献」の作法は、これ以前に形成される下地があることを説いている。それは明解とは言い難いが、熊倉の予測に従うなら「式三献」は十六世紀半ばに突然に出来たのではなく、これ以前からの饗膳作法をもとに十六世紀に作法として固まったといえよう。脇田晴子「文献からみた中世の土器と食事」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集、平成九年三月）は、「式三献」と鎌倉幕府の「大盤」との関連を論じている。
- (17) 渡辺伸夫『椎葉神楽発掘』岩田書院、平成二十四年六月
- (18) 小手川善次郎『高千穂神楽』小手川善次郎遺稿出版会、平成五年八月再版
- (19) 後藤俊彦・武田憲一ほか『神楽三十三番 高千穂夜神楽の世界』鉾脈社、平成二十年八月
- (20) 山口保明『宮崎の神楽 祈りの原質・その伝承と継承』鉾脈社、平成十二年十二月
- (21) 椎葉村教育委員会『椎葉神楽調査報告書』第二集、昭和五八年三月
- (22) 西米良村教育委員会ほか『米良山の神楽調査報告書』令和二年三月
- (23) 宮崎県教育委員会文化財課「みやざきの神楽魅力発信委員会」調査資料（小川直之、前田博仁、那賀教史、清水聡、大館真晴、田尻隆介、文化財課職員）の調査）
- (24) 船引神楽保存会『県指定無形民俗文化財 船引神楽』平成二十二年三月
- (25) 椎葉村教育委員会『椎葉神楽調査報告書 第二集』昭和五十八年三月
- (26) 井上浩樹『渡川神楽』私家版、平成二十五年三月
- (27) 日南市教育委員会文化生涯学習課『日南市の民俗芸能』平成二十五年三月
- (28) 高原町教育委員会『高原町祓川・狭野の神舞（神事）本文編』平成十三年三月
- (29) 松江市『松江市史』史料編4中世Ⅱ、平成二十六年三月

- (30) 前掲 (29)
- (31) 松江市『松江市史』別編2 民俗 平成二十七年九月。神楽・佐陀神能についての執筆は永井猛による。
- (32) 高千穂町『高千穂町史』郷土史編、平成十四年三月
- (33) 前掲 (32)
- (34) 前掲 (32)
- (35) 前掲 (32)
- (36) 前掲 (3)
- (37) 幡鎌一弘「十七世紀中葉における吉田家の活動 確立期としての寛文期」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、平成二十年十二月
- (38) 前掲 (31)
- (39) 銀鏡神楽には「初三舞」と称される演目があり、これについて板谷徹は「銀鏡神楽の初三舞―舞踏の民俗誌」(守屋毅編『祭りには神々のパフォーマンスス 芸能をめぐる日本と東アジア』力富書房、昭和六十二年五月)で、これを「式三番」と位置づけている。「初三舞」はこの次に登場する「六社稲荷大明神」「七社稲荷大明神」を導き出し、これらを中心に挟んで舞われる「地舞」で、「初三舞」という名称は「式三番」が申楽の最初に舞われることに着想があるようにも思われるが、これは挟み舞の意味であるのは明らかで、口伝名称の「ハサンマイ」に「初三舞」の表記を与えたと考えられる。「初三舞」の神楽次第での位置とこれには次第規範・禁忌が付随しないことから、「初三舞」を「式三番」とすることは誤りである。